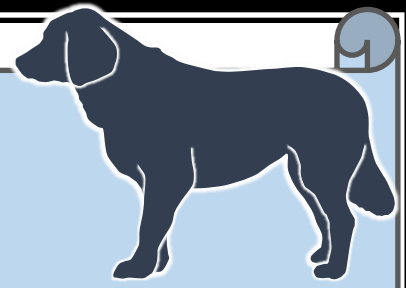


守ってください！

犬の散歩ルール三カ条



第一条 糞は必ず持ち帰る

糞をしたときは、持ってきた用具に入れて持ち帰り、適切に処理しましょう。

第二条 尿は水などで流す

尿をしたときは、水などで流して清潔に保ちましょう。
クエン酸水などを使うと、臭いも抑えられます。

第三条 リードをしっかり付ける

小型犬であっても「苦手・怖い」と感じる方がいます。
愛犬を事故から守るためにも、リードを付けましょう。



○越谷市まちをきれいにする条例（抜粋）

（平成12年条例第21号）

（飼い主等の責務）

第6条 飼い犬の所有者（所有者以外の者が飼養管理する場合は、その者を含む。以下「飼い主等」という。）は、飼い犬を屋外で運動させる場合は、ふんを処理するための用具を携行し、当該飼い犬がふんをしたときは、当該用具に入れて持ち帰り、適切に処理しなければならない。

（飼い犬のふんの放置の禁止）

第10条 飼い主等は、公園、広場、道路、河川その他の公共の場所（以下「公共の場所」という。）及び他人が所有し、占有し、又は管理する土地、建物等にその飼い犬のふんを放置してはならない。

○埼玉県動物の愛護及び管理に関する条例（抜粋）

（平成10年条例第19号）

（飼い主の遵守事項）

第6条 飼い主は、その飼養する動物について、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

一～三 条文略

四 汚物及び汚水を適正に処理し、施設の内外を常に清潔に保つこと。

五～六 条文略

七 公共の場所又は他人の土地、建物等を汚損させないこと。

（犬の飼い主の遵守事項）

第7条 犬の飼い主は、前条各号に掲げる事項のほか、その飼養する犬について、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

一 人の生命、身体又は財産に対する侵害のおそれのない場所において、固定した物に綱若しくは鎖で確実に係留して飼養し、又はさく、おりその他の囲いの中で飼養すること。ただし、次のイからニまでのいずれかに該当する場合は、この限りでない。

イ～ロ 条文略

ハ 犬を制御できる者が、綱若しくは鎖で確実に保持し、移動させ、又は運動させる場合

ニ 条文略

二～四 条文略